

# 教育委員会定例会会議録

令和2年2月20日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和2年2月20日午後2時30分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和      委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 竹内一郎	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 前田典康
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 青柳和富	小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也
鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子	松林公民館担当課長兼館長 森井 武
南湖公民館担当課長兼館長 高木直昭	香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗
青少年課長 岡本隆司	体験学習センター担当課長 太田幸久
図書館長 佐藤 勇	教育センター所長 高橋 励

3 会議の大要は、次のとおり。

午後2時30分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから2月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第3号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第3号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

本案につきましては、茅ヶ崎市文化資料館の堤地区への移転が計画されていること、博物館法第4条において、博物館に学芸員を置く旨の規定があることなどを背景として、一般行政職員に学芸員を位置づけた上で、専門的にその職務に従事させることが適当である

ものと判断し、その職務の内容を明らかにする等のため提案するものでございます。

現状においては、事務職のうち、学芸員の資格を有する者を社会教育課の文化資料館や文化財保護担当等に配置しておりますが、さきの文化資料館の移転や下寺尾官衙遺跡群などの事業の継続性やそれらを支える専門性を持った職員の計画的な人材育成の観点からも、ここで学芸員を職種として位置づけることといたしました。

それでは、改正の概要についてご説明いたします。議案書4ページの新旧対照表をごらんください。

別表第6の一般行政職員に属する者としまして、学芸員を加えることといたしました。加えまして、同表の技能労務行政職員に属する者からボイラー操作員を除くことといたしました。こちらにつきましては、学校給食共同調理場の廃止に伴い、一級ボイラー技士の資格が必要なボイラーの操作が不要となったため除くものでございます。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第3号茅ヶ崎市教育委員会職の設置等に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり決定することでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第4号茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第2 教委議案第4号茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について教育総務課長よりご説明申し上げます。議案書6ページをお開きください。

本件につきましては、職員の旅行命令に係る決裁区分等を見直すことにより、事務の効率化を図るため提案するものでございます。

それでは、改正の概要につきましてご説明いたします。議案書10ページの新旧対照表をお開きください。

旅行命令につきましては、これまで、市内、市外と決裁区分を分けていたものを撤廃し、課長補佐以下の職員に係る市外の旅行命令の命令専決権者を主管部長から主管課長とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 今まで市内、市外と分けていたことについては理由があると思うんですけども、それはどのようなものでしょうか。しかも、その理由がもう今は必要なくなったというような理解をすればよろしいのでしょうか。

○教育総務課長 これまで市内の出張、例えば行政職員ですと市内の滞納整理に出かけるというような、通常業務の中で頻繁に発生するものまで部長決済が必要かとなると事務的にも煩雑でございます。ですので、市内出張については所属長がわかる範囲で出張命令をする。市外につきましては、県庁に出かけるとか比較的距離があるもの、また、出張に関して日当等が発生するものがございまして、そちらについては部長までの決裁ということでやっておりました。近年、出張の量もかなりふえている中で、どこまでの部分を部長が上げるべきかという中で、基本的には課長のほうで出張命令については把握しておりますので、今回、事務の合理化という観点から課長の決裁でということになったという流れで、本件は教育委員会の訓令を改正しておりますが、市長部局の事務決裁規程も同様な考え方で改正しております。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がなければ、日程第2 教委議案第4号茅ヶ崎市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令については原案のとおり決定することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第11号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第3 教委議案第11号 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

学務課長よりご説明いたします。資料につきましては、教育委員会定例会議案その2の1ページから9ページとなります。

本案につきましては、令和2年2月3日付文部科学省告示第4号により、国が定める学校医等の公務災害補償に関して、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が改められたことに伴い、本市で定める同様の規則についてもこれに準じて新旧対照表の改正後のおり改正したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第11号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案のおり決定することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のおり決めます。

次に、日程第4 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分の承認についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第4 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分の承認について学務課長よりご説明申し上げます。

平成23年11月16日午前9時5分ごろ、東海岸小学校校庭において、授業でソフトボールを行っていたとき、バッターの児童がボールを打った際、後方へ放り投げたバットがキャッチャーの児童の左眉上部に当たり負傷したため、これに対する損害慰謝料等として、本市、17万7170円を賠償することで示談が成立いたしましたので、令和2年1月23日に専決処分をいたしましたものでございます。

以上、専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委報告第3号損害賠償に関する専決処分の承認についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後 2 時43分閉会